

令和8年 小浜市農地パトロール（利用状況調査）について

小浜市農業委員会では毎年、農地法第30条により期間を定め「農地パトロール（利用状況調査）」を実施しています。

「農地パトロール」では、市内の農地を対象に耕作がされているかどうか、また転用の許可なく農地を農地以外で利用していないかなどを調査します。調査のため、皆様の農地に立ち入る場合や農地を撮影する場合などがございますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

【農地パトロールの目的】

- （１）遊休農地および遊休農地のおそれのある農地の把握
- （２）農地法の許可（届出）案件の履行状況の確認
- （３）農業経営基盤強化促進法による利用権設定等農地の履行状況の確認
- （４）農地の違反転用の早期発見 など

【実施時期】

10月～11月

【調査対象】

市内すべての農地

【調査員】

農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局職員

【農地を所有されてる方へ】

草が生い茂り、周辺の方に迷惑をかけるようなケースが見受けられます。農地の管理は、土地の所有者等に課せられた責務ですので、適切な管理をお願いいたします。

農地に関する相談・転用に関する手続きや疑問、違反転用に関することなどは、農業委員会にご相談ください。

【お問い合わせ先】

小浜市農業委員会事務局

（小浜市農林水産課内）

TEL：0770-64-6022